

## 米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第23回）

AIが発明者となり得るか  
～ AI「DABUS」出願に対する米国CAFC判決～STEPHEN THALER,  
Plaintiff-Appellant

v.

KATHERINE K. VIDAL, UNDER SECRETARY OF  
COMMERCE FOR INTELLECTUAL PROPERTY  
AND DIRECTOR OF THE UNITED STATES  
PATENT AND TRADEMARK OFFICE, UNITED  
STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE,,  
Defendants-Appellees

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概要

近年ではAI技術の急速な進化により、AIによる画像及び文章の生成が可能となってきたほか、マテリアルズインフォマティクス分野等においてはAIによる新規化合物の探索も行われるようになってきている。

このように特定のAI分野においては成果物が人間により産み出されたものか、あるいは、AIにより産み出されたものなのか、その境界が曖昧になりつつある。

このような状況下、米国でDABUSと称するAIが発明者として特許出願された。USPTO及び地方裁判所は共に機械は発明者ではないと判断したが、CAFCも地裁判決を維持する判決を下した。

## 2. 背景

## (1) 特許の内容

Stephen Thaler氏（原告）は、「フードコンテナ」と称する米国特許出願No16/524350及び「注目を集めるデバイス」と称する米国特許出願No16/524532をUSPTOに申請した。ただし、発明者の欄には人工知能マシンであるDABUSを記載していた。